

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

(趣 旨)

第1条 この協定は、久喜市内に地震、風水害その他による災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、久喜市（以下「甲」という。）と南彩農業協同組合（以下「乙」という。）とが、相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るために実施する応急生活物資供給等の協力に関する事項について定めるものとする。

(応急生活物資)

第2条 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、被害の状況に応じ、原則として別表のとおりとする。

(応急生活物資供給の協力要請)

第3条 甲は、応急生活物資を必要とするときは、乙に対し保有商品の供給について協力を要請することができる。

(応急生活物資供給の協力実施)

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

(応急生活物資の要請手続等)

第5条 甲の乙に対する要請手続は、別記様式により行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

(費 用)

第6条 第4条の規定により乙が供給した商品の対価及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が保有商品の優先供給及び運搬終了後、乙の提出する出荷確認等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

(情報の収集・提供)

第7条 甲は、災害時において、市民に対し応急生活物資の配布場所や品目等の情報伝達に努め、乙はそれに協力するものとする。

2 甲と乙は、災害時において、被災地域や被災者の状況、地域の生活物資の価格や供給状況等の情報交換を行うものとする。

3 甲と乙は、災害時において、物価の高騰の防止等を図るため、協力して市民に対し、迅速かつ的確な物価等の生活情報の提供に努めるものとする。

4 甲と乙は、平常時から応急生活物資等についての調査研究を行うとともに情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(連絡体制等の確認)

第8条 甲と乙は連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、連携を図るものとする。

(生活物資の安定供給)

第9条 乙は、災害時にその組織、施設及び機能を最大限に活用し、市民生活の早期安定に寄与するよう、市民に対する生活物資の安定供給に努力し、甲はそれに協力するものとする。

(その他必要な支援)

第10条 この協定に定める事項のほか、生活物資等について被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

(法令の遵守)

第11条 この協定の施行に当たっては、関係法令等を遵守するものとする。

(期間)

第12条 この協定は、締結の日から有効とし、特別の定めをする場合を除きその効力を持続するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲と乙は、定期的に協議を行うものとする。

(雑則)

第14条 この協定の実施に関して疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度甲と乙が協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成21年 月 日

埼玉県久喜市下早見85番地の3

甲 久喜市
久喜市長

埼玉県南埼玉郡菖蒲町大字新堀473

乙 南彩農業協同組合
代表理事組合長